

○環境省令第九号

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号）第三条第一項及び第二十七条の規定に基づき、排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令（以下「改正省令」という。）を次のように定める。
 平成三十年四月十日 環境大臣 中川 雅治

排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令
 排水基準を定める省令の一部を改正する省令（平成二十四年環境省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正 修正 後 前

附則

（経過措置）

第二条 附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類につき同表の中欄に掲げる業種に属する特定事業場（水質汚濁防止法（以下「法」という。）第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下この条及び次条並びに附則別表備考において同じ。）から公共水域に排出される水（以下「排出水」という。）の汚染状態についての法第三条第一項の排水基準については、この省令の施行の日から九年間は、この省令による改正後の排水基準を定める省令（以下「改正後の省令」という。）第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

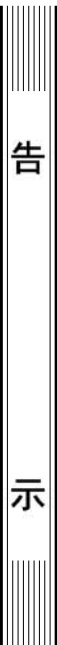
2・3 (略)

附則別表

有害物質の種類	業種	許容限度
一・四―ジオキサン （単位 リットルにつき ミリグラム）	エチレンオキサイド製造業 エチレングリコール製造業	三
備考 （略）		

附則

この省令は、平成三十年五月二十五日から施行する。



○外務省告示第四百二十二号

「イノベティブ・アジア事業」の実施に関する指針を定める告示（平成二十九年外務省告示第二十七号）の別表で定めた本事業の対象大学（パートナー校）を次のように改正する。
 平成三十年四月十日 外務大臣 河野 太郎

改正 修正 後 前

別表

対象国	パートナー校
インド	インド工科大学カラグプール校 インド工科大学カンプール校

別表

対象国	パートナー校
インド	インド工科大学グワハティ校 インド工科大学デリー校